



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1192 計画型地理情報システム詳細地図調達委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)
- 1193 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 1194 " (")
- 1195 特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請 (")
- 1196 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 1197 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の合併の認可 (食品流通課)
- 1198 " (")
- 1199 日高町営換地計画(荊木・萩原地区)の認可申請の適否決定等 (農業農村整備課)
- 1200 保安林の指定 (森林整備課)
- 1201 " (")
- 1202 " (")
- 1203 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)

○ 警察本部告示

- 13 BK117型式ヘリコプター限定変更操縦飛行訓練委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)
- 和歌山県労働委員会委員候補者の推薦 (労働政策課)

○ 諸報

- 入札公告 (警察本部)

告 示

和歌山県告示第1192号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、計画型地理情報システム詳細地図調達委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事業
計画型地理情報システム詳細地図調達委託

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加できる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」及び「データ処理」に登録されている者であること。
- (5) 3の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 2の(4)に掲げる資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年9月2日(火)から平成20年9月8日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年9月10日(水)午後4時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年9月2日(火)から平成20年9月10日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内
電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年9月18日(木)までに通知する。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年9月24日(水)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年9月30日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1193号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年10月12日まで縦覧に供する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年8月12日

2 名称

特定非営利活動法人みのり

3 代表者の氏名

御前由美子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市西河岸町82番地

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して就労生活生活支援に関する事業を行い、精神障がい者またはその他の障がいのある人もない人も共に生きがいのある地域生活を送ることに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1194号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活

課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年10月19日まで縦覧に供する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年8月19日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県くるま情報センター

3 代表者の氏名

西園弘美

4 主たる事務所の所在地

岩出市畑毛173番地

5 定款に記載された目的

国土交通省認定による運転者講習会の開催を通して「安全」で「安心」して乗れる運転協力者を育成し、移動困難者の移送送迎サービスを行い、福祉車両をはじめとした車の「情報化社会の発展を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「地域安全活動」体の不自由なお年寄りの移動送迎活動サービスを行う。

和歌山県告示第1195号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第26条第1項の規定による所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請があったので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年10月11日まで縦覧に供する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年8月11日

2 名称

特定非営利活動法人リアライズ・コミュニティ

3 代表者の氏名

大塚浩

4 主たる事務所の所在地

和歌山市榎原281番地107号

5 定款に記載された目的

この法人は、「まちづくり」が魅力ある街並みを形成し、安らぎと悠久とした社会生活の空間を生み出し、「安心・安全な地域ぐるみの関わり」が、犯罪抑止と自己防災意識に効力を呈し、「国際交流と理解」が、社会経済の発展と世界平和の一端を担い、「高齢者等の福祉増進」が、家族の絆と人に優しい人間づくりに貢献するものと考え、これらが全て明るく安心・安全な市民生活に繋がるものとして活動し、以って社会福祉全般の発展

に寄与するとともに、広く公益に還元することを目的とするものである。

の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1196号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3021600055	おもと第1オレンジホーム	有田郡有田川町長谷川321-1	共同生活介護	知的障害者	社会福祉法人おもと会	有田郡有田川町長谷川321-1	平成20.9.1	平成26.8.31

和歌山県告示第1197号

和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第10条第1項の規定により、地方卸売市場の開設者及び卸売業者の合併について、平成20年7月6日次のとおり認可したの

で、同条例第24条の規定により公示する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 合併後における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開 設 者	
	所在地	名称	住 所	氏 名
第50号	田辺市江川43番35号	田辺地方卸売市場	田辺市江川43番35号	和歌山南漁業協同組合
	田辺市磯間27番6号	湊浦地方卸売市場		
	西牟婁郡すさみ町周参見486番地7	すさみ地方卸売市場		

2 合併後における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸 売 業 者		所 属 市 場	
		住 所	氏 名	所 在 地	名 称
第56号	水産物部	田辺市江川43番35号	和歌山南漁業協同組合	田辺市江川43番35号	田辺地方卸売市場
				田辺市磯間27番6号	湊浦地方卸売市場
				西牟婁郡すさみ町周参見486番地7	すさみ地方卸売市場

3 合併前における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開 設 者	
	所在地	名称	住 所	氏 名
第29号	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合地方卸売市場	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合
第43号	田辺市磯間27番6号	湊浦漁業協同組合地方卸売市場	田辺市磯間27番6号	湊浦漁業協同組合
第30号	西牟婁郡すさみ町周参見486番地7	すさみ漁業協同組合地方卸売市場	西牟婁郡すさみ町周参見486番地7	すさみ漁業協同組合

4 合併前における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸 売 業 者		所 属 市 場	
		住 所	氏 名	所 在 地	名 称
第32号	水産物部	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合地方卸売市場

第45号	水産物部	田辺市磯間27番6号	湊浦漁業協同組合	田辺市磯間27番6号	湊浦漁業協同組合地方卸売市場
第33号	水産物部	西牟婁郡すさみ町周参見4866番地7	すさみ漁業協同組合	西牟婁郡すさみ町周参見4866番地7	すさみ漁業協同組合地方卸売市場

和歌山県告示第1198号

和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第10条第1項の規定により、地方卸売市場の開設者及び卸売業者の合併について、平成20年7月24日次のとおり認可したの

で、同条例第24条の規定により公示する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 合併後における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第51号	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅湾漁業協同組合地方卸売市場	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅湾漁業協同組合

2 合併後における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第57号	水産物部	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅湾漁業協同組合地方卸売市場

3 合併前における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第24号	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅中央漁業協同組合地方卸売市場	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅中央漁業協同組合

4 合併前における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第27号	水産物部	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅中央漁業協同組合	有田郡湯浅町大字湯浅3029番地	湯浅中央漁業協同組合地方卸売市場

和歌山県告示第1199号

日高町営換地計画(荊木・萩原地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成20年9月3日から平成20年10月2日まで
- 縦覧場所 日高町産業建設課

より、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字床倉4の1(次の図に示す部分に限る。)、字海瀬92、字淀瀬489の1、字北鳥瀬490(次の図に示す部分に限る。)、字檜島675の6
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字床倉4の1・字海瀬92・字淀瀬489の1・字北鳥瀬490・字檜島675の6(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

和歌山県告示第1200号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に

めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1201号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字門谷317・中辺路町栗栖川字初生1243の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1202号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町十九淵字近塔1118の4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字近塔1118の4(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1203号

和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成20年7月24日

4 落札者の氏名及び所在地

JECC/NECコンソーシアム
(代表となる団体)

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(構成員)

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

40,362,840円(うち消費税及び地方消費税の額1,922,040円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成20年6月13日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第13号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項の規定に基づき、

BK117型式ヘリコプター限定変更操縦飛行訓練委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年9月2日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

BK117型式ヘリコプター限定変更操縦飛行訓練業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年9月2日（火）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関して参加を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 国土交通大臣から航空機使用事業の認可を受けている者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書

で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住

所在地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 国土交通大臣から航空機使用事業の認可を受けていることを証明する証明書

サ 所在地見取り図

(2) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年9月2日（火）から平成20年9月10日（水）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年9月12日（金）までの間に次に掲げる場所において書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2246）

ファクシミリ番号 073-423-0120

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

(2) 日時

平成20年9月10日（水）午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年9月10日（水）から平成20年9月17日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部生活安全地域指導課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線3563）

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年9月24日（水）までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年9月26日（金）までに書面

により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年9月29日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

計画型地理情報システム詳細地図調達委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 調達役務の名称及び数量

計画型地理情報システム詳細地図調達委託 1式

(3) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 契約期間

平成20年10月6日から平成21年3月31日まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1192号に規定する計画型地理情報システム詳細地図調達委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成20年9月2日(火)から平成20年9月8日(月)までの和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成20年9月10日(水)午後4時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館5階 情報政策課会議室

イ 入札日時

平成20年10月6日(月)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年10月6日(月)午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課へ必ず到着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加停止措置を受けて入札参加停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

和歌山県労働委員会労働者委員の欠員に伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成20年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 推薦資格を有する者

労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。したがって、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第2項に規定する一般職に属する国家公務員、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第4項に規定する職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員が組織する労働組合は、当該資格を有しない。ただし、一般職に属する地方公務員であっても地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員が組織する労働組合は、労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものとする。

2 推薦される者の資格

労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、労働者委員の候補者に推薦される者の資格を有しないものとする。

- (1) 労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法、地方公務員法、国会法(昭和22年法律第79号)等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

労働組合は、別に定める推薦書に、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成20年9月3日から平成20年9月17日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を含める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

諸 報

入 札 公 告

BK117型式ヘリコプター限定変更操縦飛行訓練委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年9月2日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 委託業務の名称及び数量

BK117型式ヘリコプター限定変更操縦飛行訓練業務一式

(3) 委託業務の契約期間

平成20年11月1日から平成21年2月28日までの間のうち3か月間

(4) 委託業務内容の仕様等

BK117型式限定変更訓練委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県警察本部告示第13号に規定するBK117型式ヘリコプター限定変更操縦飛行訓練委託に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課(以下「地域指導課」という。)

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線3563)

(2) 期間

平成20年9月2日(火)から平成20年9月10日(水)までの和歌山県の休日を含める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時までとする。

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)

を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおり

とする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、地域指導課に対して平成20年9月12日(金)午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

(2) 日時

平成20年9月10日(水)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成20年10月1日(水)午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令

第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、地域指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない地域指導課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。